⑶　設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告等		設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。
		工事施工段階において建築物の現況が設計図書等と整合していないことが判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者に報告する。
⑷　工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	⑴　工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法による確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。
	⑵　工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	⑶　工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
⑸　工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から委託者への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
⑹　工事費支払いの審査	⑴　工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。
	⑵　最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。

別添二

1　別添一第１項イに掲げる業務内容（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係るものに限る。第三項において同じ。）に係る標準業務人・時間数は、別表第一の㈠耐震診断の欄に掲げるものとする。

2　別添一第１項ロに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別表第二の㈠耐震診断の欄に掲げるものとする。

3　別添一第２項第一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数（同号ロ⑴の表の⑶構造の欄に掲げる成果図書に係るものに限る。）は、別表第一の㈡耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。

4　別添一第２項第一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数（同号ロ⑵に掲げる成果図書に係るものに限る。）は、別表第二の㈡耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。

5　次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として２年又は二級建築士として７年の建築に関する業務経験を有する者が設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。

6　次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第一　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

（単位　人・時間）

床面積の合計	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡
㈠　耐震診断	290	340	380	450	510	600	740	880
㈡　耐震改修に係る設計（構造に係るものに限る。）	150	190	230	290	340	430	590	750

別表第二　戸建木造住宅

（単位　人・時間）

床面積の合計	75㎡から250㎡まで
㈠　耐震診断	45
㈡　耐震改修に係る設計	60

別添三

1．耐震診断に関する標準業務に附随する標準外の業務

耐震診断に係る受託契約に基づき、別添一第１項に掲げる耐震診断に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

一　既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務

二　非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務

三　実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務

四　木造の建築物における白蟻（ありによる被害に関する調査に係る業務

五　補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務

六　耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務

七　建築関係法令への適合性の確認に係る業務（別添一第１項イ又はロに掲げる業務内容を除く。）

2．耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第２項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

一　既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震改修に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務

二　非構造部材及び設備機器の耐震改修に係る設計に関する業務